

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査及び指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

なお、同法199条の2の規定により、岩崎勝監査委員を除斥した。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 常見登

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査及び指定管理者監査
- 2 監査実施日 平成23年1月27日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

- 4 監査の対象及び結果

対象となった財政援助団体等の名称、件名、金額及び監査結果は、次のとおりである。

団体名	年度	件名・金額(円)	監査結果
(財団法人) 足利市みどりと文化・ スポーツ財団	21	出資金 9,000,000 出捐金 30,000,000	団体の運営は、設立目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
	21	研修センター指定管理料 24,076,000	事業は、目的に沿って行われ、その経理事務については、おおむね適正に執行されたものと認められた。